

一般社団法人北海道バレーボール協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第49条第4項の規定に基づき、一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「本会」という。）における表彰に関する規定について定め、競技会等で優秀な成績を収めた団体及び顕著な功績を収めた個人を表彰することで、北海道のバレーボールの普及及び発展を図ることを目的とする。

(表彰候補者)

第2条 表彰候補者は、次に該当する者の中から別に定める表彰基準に基づき、執行役員会で選考する。

- (1) 本会の業務執行に永年貢献し、北海道のバレーボールの普及及び発展に特に功績があった個人
- (2) 永年指導者としてバレーボール技術の向上に努め、北海道のバレーボールの普及及び発展に特に功績があった個人
- (3) 永年選手として活躍し、北海道のバレーボールの普及及び発展に特に功績があった個人
- (4) 日本代表又はそれに準ずる選手として活躍し、北海道のバレーボールの普及及び発展に特に功績があった個人
- (5) 公益財団法人日本バレーボール協会が主催及び共催する競技会で優秀な成績を収めた団体
- (6) 本会が主催及び共催する大会で特に優秀と認めた団体
- (7) その他、北海道のバレーボールの普及及び発展に特に功績があった個人及び団体

(表彰対象者)

第3条 表彰対象者は、前条において選考された個人及び団体から、理事会の承認を経て決定する。

(表彰)

第4条 表彰は、本会の社員総会において執り行い、表彰状等を贈呈する。ただし、他の式典等において表彰を希望するときは、この限りではない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、本会の登記が行われた日から施行する。
(北海道バレーボール協会表彰規程の廃止)
- 2 北海道バレーボール協会表彰規程は、廃止する。

制定 令和6年9月14日